

■「荒尾市地域公共交通網形成計画」(現行計画) 計画期間:平成30年4月～令和5年3月

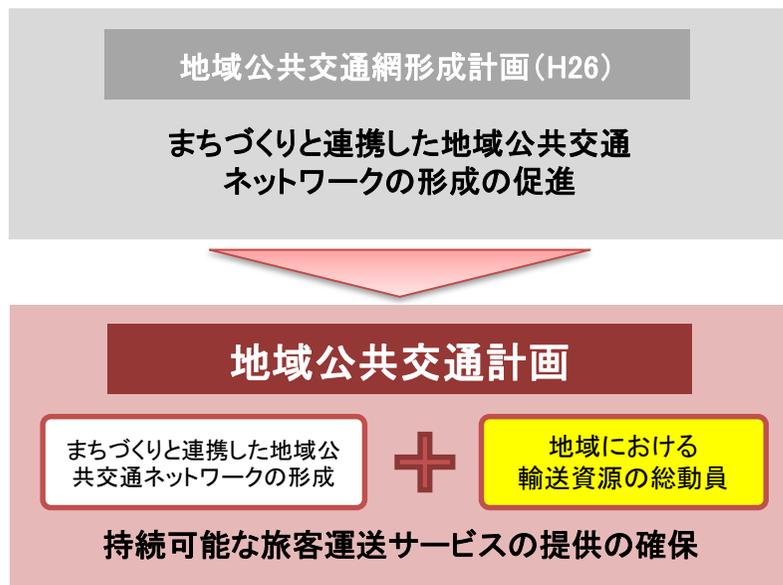
●「地域公共交通網形成計画」とは・・・

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)」としての役割を果たすものです。国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定します。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業(地域公共交通特定事業など様々な取組)について記載します。

(国土交通省『地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き』より抜粋)

■地域公共交通活性化再生法の改正(令和2年6月3日公布)

・「地域公共交通ネットワークの形成」に加え、「地域における輸送資源を総動員」することで、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保することを目的とする「地域公共交通計画」の作成・実施を推進。



計画のポイント

- ◆ まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
 - ◆ 地域全体を見渡した地域旅客サービスの持続可能な提供の確保
 - ◆ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
 - ◆ 住民の協力を含む関係者の連携
- +
- ◆ 定量的な目標設定と毎年度の評価・分析によるPDCAを強化

荒尾市地域公共交通計画(仮称)策定スケジュール(案)

	令和4年										令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
協議会			第1回 (6月上旬) ○計画策定スケジュール ○委託事業者選定等				第2回 (9月下旬) ○網形成計画総括 ○アンケート・ヒアリング等調査結果の報告 ○将来構想の検討			第3回 (12月下旬) ○計画(素案)の協議			第4回 (3月上旬) ○パブリックコメント内容及び反映の確認 ○計画(案)認定
業務行程	プロポーザルの実施 ○計画策定支援業務の最優秀事業者の特定	委託事業者との契約締結	・網形成計画の総括 ・地域・社会動態の整理 ・住民アンケート調査 ・交通事業者等ヒアリング ・公共交通運行状況の整理	課題の整理			計画(素案)の作成			パブリックコメントの実施 ○期間約1ヶ月	・パブリックコメント内容確認・反映 ・計画(案)作成	計画策定	
その他					将来構想案の検討							○関係部局(観光・福祉・高齢者・子育て・まちづくり等)との調整 ○近隣自治体との調整	